

○総務委員会

---

平成30年8月17日（金曜日）

午後1時 0分 開会

午後4時38分 散会

---

午後3時10分 再開

○山口裕司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

お諮りいたします。

三橋委員の質疑に際し、市政記者からテレビ撮影の申し出がありますが、これを認めることにいたしまして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕司委員長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

質疑を続行いたします。

○三橋和史委員 三橋でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、冒頭に職員の懲戒処分についてということで人事課長から報告がございました。覚せい剤取締法違反によりその疑いということで免職処分ということで、本当に市民感覚に照らせば到底理解できないものだというふうに思います。これらについては、再発防止に全力を注がれたいというふうに求めておきます。

これらのほかにも、私の調査によりましたら職員の中抜けという事案に関して処分あるいは注意を受けている者があったというふうに把握しております。

その事案の概略、また、処分内容について、総務部長、お答えいただけますでしょうか。

○吉村啓信総務部長 失礼いたします。三橋委員の御質問にお答えいたします。

昨日付で懲戒処分とは別に文書による厳重注意の処分を職員2名に対して行いました。市役所の敷地から少し離れたところでたばこを吸う、喫煙するという行為を繰り返していたという事案でございます。内容は、先ほど申し上げましたように文書による厳重注意ということで懲戒処分ではなく公表基準に当たらないということで資料にも記載しておりません。

以上でございます。

○三橋和史委員 中抜けという問題はこれまでも幾度か、何度か問題になってきた問題でございます。そういったものが再三繰り返されているということ自体、やはり徹底的に規律を見直していただくということが必要だというふうに思いますし、本当に、今回、事案が発覚した経緯、私が調査いたしました、市民の方が見かねて写真に押さえられてそれを人事課に告発してそれで発覚したというような経緯でございまして、本当に情けないというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

本当に懲戒処分より軽い文書による厳重注意ということですが、そういう処分が果たして適切なのかどうかも含めてしっかりと御議論いただきたいと思ひますし、再発防止、これ全力で取り組んでいただきたいというふうにまず冒頭申し上げておきます。

続きまして、危機管理課長に質問いたします。

平成30年7月20日に市長に対して文書質問により指摘いたしました避難所の指定に関してでございます。

奈良市が指定している避難所のうちの一つの県立奈良高等学校は、主要建物の構造耐力に著しい瑕疵があるということが発覚しております。同校を第二次避難所として指定し続けることは防災の拠点としての避難所、この性質に鑑みれば極めて不適切であるというふうに思います。本当に指定を継続するということが不適切だと、これは明白だというふうに思います。

文教施設でもある同校でございますけれども、文部科学省が求める基準では構造耐震指標、Is値、0.7以上確保することというふうにされており、Is値0.6未満の場合は地震により倒壊または崩壊する危険性があると国土交通省告示で明示されています。

しかしながら、同校のIs値は管理教室棟・普通特別教室棟、これ0.17、管理特別教室棟で0.32、校舎棟の一部で0.11、屋内運動場——体育館、これ0.05と非常に低く、基準に照らせば構造耐力上主要な部分において地震に対する安全性について著しく危険性が高い状況にあるということは一見して明らかでありまして、繰り返し私からも指摘してまいりました。

図をわかりやすくつくってきただけでございますけれども、（三橋和史委員資料を示す）過去の災害においてIs値別にIs値をゼロから2.5まで並べた資料でございます。左のほうが低くて右のほうがIs値が高いという図です。これが0.6のラインを入れております。0.6はここです。建物の分布は0.6付近が多いです。そして、災害で中破以上の被害を受けた建物の分布、0.0から0.5あたりに集中しているんです。これ、もう0.05というのが建物自体存在しないんです。非常に耐震性に問題がある建物だということがわかります。0.05という水準はここ、0.17、普通特別教室棟ですけれども、本当に左端、奈良高校が本当に耐震性に問題があるということがよくわかる図表でございます。

そして、単に耐震性を備えていない施設というばかりではなくて、地震発生時に倒壊または崩壊の危険性が高いと国土交通省告示で明示されている施設、これを災害時などに地域住民などが避難する先の施設、避難所として防災の拠点の一つとして奈良市が指定しているということについては、繰り返しますけれども、極めて不適切だというふうに考えます。

奈良市として避難所の指定を解除すべきであり、直ちにその手続をとるべきものと考えますけれども、いかがでしょうか。まずお答えください。

○村上進一危機管理課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

委員お述べの県立奈良高校の二次指定避難所の解除についての御質問でございます。

委員お述べのとおりIs値が0.05と著しく低く、当該高等学校の体育館におきましては耐震性がなく、構造耐震指標Is値の低い当該施設の体育館につきましては本市といたしましても地震発生時の危険性を認識しているところであり、現在、指定避難所の解除に向けて事務手続を進めているところでございます。

既に県教育委員会事務局学校支援課も口頭で避難所指定解除の意向を説明しておるところでございます。加えて地域の自主防災・防犯組織へも指定解除の説明を実施したところでございます。

今後は、一日も早く指定の解除について進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 指定解除の手続中であるということでございますが、私が文書質問したのが7月20日で間もなく1カ月が経過しようとしております。

もう少し具体的に御答弁いただきたいんですけれども、災害対策基本法に規定する避難所の指定を解除する旨の公示は何日ごろに行われる予定でしょうか。具体的な日付を示してお答えいただけますか。

○村上進一危機管理課長 具体的なスケジュールの御質問でございます。

事務手続、現在、進めておるところでございます、おおむね1週間もしくは2週間程度を想定しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 この一、二週間以内に指定解除の手続を奈良市がとられるということで認識いたしました。

関係法令にのっとして地域住民等への周知に万全を期するよう求めておきたいというふうに思います。同校が避難所になっている旨、正門前にも看板立っております。この設置されている看板をとるなどの措置も必要かと思っておりますので、それもあわせてお願いしておきたいというふうに思います。

この件に関して、今や同校の主要な建物、これ体育館だけではありません。ほとんどの校舍棟、主要な建物、これが避難所として耐えられないということが明らかになったわけでありましてけれども、そういった建物を奈良県はいまだに学校施設として利用に供している、また今後もその方針を続けるということ自体がやっぱり理解に苦しむところであります。毎日、本当に1,000名以上の生徒たちが通学している学校であるにもかかわらず、生命の安全対策を著しく劣後させてきた県教育長の姿勢は全く理解することのできないところであります。生徒たちの命を守るべき学校という施設が耐震化が放置されてきたことによって、かえって生徒たちの命を侵害する凶器と化すようなことは断じてあってはならないわけです。

県立高校の再編計画に関連づけて同校の耐震化を先送りにしてきた県教育長の責任は非常に重いものと指摘するとともに、県民の声、民意を無視したずさんな再編計画を速やかに見直し、早期の仮校舎の手配と現地建てかえの施策を行うよう改めて求める次第であります。

本日、午前中には、県議会でも川田議員の指摘により再編計画の意思形成過程自体に疑義があるものというふうに指摘されました。

そして、この件については、奈良市議会でも全会一致で意見書を採択しております。市議会として丁寧な説明を求めているにもかかわらず、いまだに詳しい説明がありませんけれども、奈良市の防災にも重大に関係する事項であります。この総務委員会に参考人として県教育長を招致することも含めて説明を求めていくべきだと思いますけれども、委員長、いかがですか、これ。また、議長、副委員長とも御検討いただきたいと思うんですけれども。

○山口裕司委員長 ただいま三橋委員から当委員会へ参考人招致の御要望、御意見が発言されました。

本日は、私としてはそれをお受けしたということで、今後、検討させていただきたいと思っております。

○三橋和史委員 委員長ありがとうございます。

奈良市議会全会一致です。そして、これ奈良市内に存する建物なんです。奈良市内に存する防災上重大な問題のある学校施設に係る事項でございますので、この総務委員会でもそうでなくても全員協議会でも本会議でも構いませんけれども、県教育長には参考人として奈良市議会へ来ていただいて詳しい経緯と事情について、市議会ですっきりと説明をしていただきたい、

説明を聞かせていただきたい、御説明願いたいと思います。

資料を分析すればするほどずさんな計画である、市民、県民の命の保護、生命・身体の保護、この施策を劣後させてきたというようなことが明らかになってくるわけでありますけれども、本当にこれ丁寧な説明、県民から求められております。逃げも隠れもしないで合理的な説明をできるものならこの市議会に来てしていただきたい、本当にそう思います。

次に、監査委員事務局長にお尋ねいたします。

地方自治法第199条の解釈について、見解をただします。

地方自治の中で監査委員制度は民主的統制にかかわる重要なものであります。監査委員の職務やその権限が形骸化するようなことがあってはならないということは言うに及ばないところでありますが、現状において、奈良市では果たしてどうなのかというところを明らかにさせていただきます。

地方自治法の規定によりまして、一部の手続には委員同士の合議が必要とされておりますけれども、監査委員は独任制の機関とされており、関係機関、関係人に対して帳簿、書類、記録の提出を求めることも各委員の判断ですることができるかとされております。

しかしながら、私も監査委員の職をいただいている一人ではありますが、この職責を果たそうと、その権限を行使しようとしたところ、監査委員事務局長に事実上拒否されたという事件がございました。

これ、まず認識、間違いありませんね。

○櫻井元子監査委員事務局長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

拒否したという覚えはございません。

4人の監査委員がいらっしゃいますので、一人で協議なしに監査を進める等のお一人での動きは、まずは協議をしていただきたいと思いますとお願ひしたところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 7月5日に事務局に対しまして書類提出を求める事務手続をとるよう伝えましたけれども、その事務が一向にとられず、7月20日にその事務を拒否する旨の連絡がありまして非常に驚かされた記憶があるんです。監査委員として法律で認められた職務権限の行使を、なぜ事務局長が妨害するんだと、職務命令違反に当たるものとして厳重に注意して抗議もいたしました。

そして、23日には、監査委員同士の合議、これ必要とはされていないと、これが法律の趣旨だということをしっかりと示した上で、文書により改めて職務命令として私からその手続をとるよう指示いたしました。しかしながら、その際にもその事務を拒否する姿勢を続けられました。

これ、拒否ですね、事務をとらない、これは事実なんですか。一体どういうことなのか、お答えいただけますか。

○櫻井元子監査委員事務局長 失礼いたします。

7月5日拒否と申されましたのは、済みません、うちのほうは私と違う者が依頼を受けまして、それは検討事項として捉えておりまして、そこに取り違ひがございましたことは失礼いたしました。申しわけございませんでした。

そして、23日、文書によりましてお断りしたといいますかお願ひ申し上げた時点につきましては、拒否ではございませんで、まずは協議が4日後にありましたのでその協議の場で、まずは三橋委員さんが御質問されたい、監査を行いたいという旨を皆さん4人のところで御協議をいただきたい、そして御協議をいただかない間にはお一人での動きというのは、私は、4人での合議が

この法律上、最終的結論には求められておりますので、合議に至るまでのスタート地点で協議を行えないということは円滑な監査が望まれないのではないかと思います、事務局長として円滑な監査を求める上で協議をお願いしたところでございます。

○三橋和史委員 監査委員の合議が必要なところというのは法律で決まっているんです。意見の決定、報告の決定等、そういった部分なんです。資料の提出を求めること自体、これは各個の監査委員が個別に職権を行使することができる、これはいろんな文献にも書いてあります。明らかなんです。

市民の皆さん、どうですか。もう事務局長が、私がさんざん言って職務命令としても発している、これを、事実上、事務をとらないということは監査できないわけですから拒否されている、言葉の文言上では拒否には当たらないというふうにおっしゃいますけれども、そういう事務をとらないということは拒否に当たる、こう思われても仕方がないというふうに思います。

監査委員制度というのは、民主的統制にかかわる重要な部分なんです。監査委員事務局長が監査委員の指示に反して、言わば5分で済むような事務を1カ月も故意に放置してきたというこの事実自体が問題だというふうに思うんです。

そういう協議が必要だと、そんな法律にはどこにも書いていない、そういった筋の通らない言いわけとか、虚偽とか、語弊のある虚偽という言い方は失礼かもわからないけれども、筋の通らない言いわけのような答弁をするんだったら、あえて聞きますけれども、今は考えを改められてその事務をとられたというふうに報告を受けております。その前に、市長部局の職員から指示を受けたんじゃないですか。いかがですか。

○櫻井元子監査委員事務局長 市長部局の職員からですか。

申しわけありません。ちょっと私のほうが23日にその依頼を受けました。そして、27日に委員協議がございましたので、4日後の委員協議にて、まずは御協議をお願いしたいと。やっぱり御協議いただかない間はお一人で進んでいかれるということは円滑な監査が望まれないかもしれませんのでよろしく願いいたしますという文書でお願いいたしました。そして27日、委員会がほかの件でございましたので委員協議が行われました。委員協議がございましたので、やはり一応、合議には至りませんでした。合議はその場では必要では（三橋和史委員「質問とは関係ない」と呼ぶ）協議が行われましたので、私のほうは依頼に沿って部のほうにお渡ししたということで、私は別に説得を受けてその依頼を持って行ったわけではございません。

協議に一応、お願いいたしますということで協議をお願いした上で、27日に協議を行ってくださって、そして合議には至りませんでした。一応皆さんが三橋委員さんが監査を行っていくということは協議には乗りましたので、皆さん御承知になったと（三橋和史委員「そんなことは聞いてない。委員長、ちょっと注意していただきたいんですけども」と呼ぶ）ですから、私のほうは心改めて持って行ったということではなく、御協議をお願いしたいと申し上げていたもので、御協議いただいたのでお一人での監査を部のほうに依頼に行った次第でございまして。

○三橋和史委員 質問にないことをべらべらと答えなくて、これ審議妨害じゃないですか。

私の聞いているのは、市長部局の職員から考えを改めるように、そういう指導なり指示なりを受けたんじゃないんですかと聞いているんです。あるかないか、一言で教えてください。

○櫻井元子監査委員事務局長 失礼いたしました。

人事課のほうから事情は聞かれましたが、私のほうの考えはそのような考えを持っておりまして、別に指導を受けてということではございませんでした。

○三橋和史委員 事情を聞かれたわけですよ。

事情を聞かれた後に、もう1カ月近くたった時点で事実上考えを改められて対応を変えられたんです。私も当事者なんで知っていますけれども。

市長部局の職員からそういう接触があって、事実上、監査委員の権限にかかわる内容について事務局が対応を改めるということ自体がやっぱりおかしいと思うんです。監査委員事務局というのは市長部局から独立した機関であって、奈良県内のほかの自治体では監査委員事務局の職員が市長部局に情報を漏らしたということで逮捕者も出しているんです。

そういった監査委員事務局長が監査委員の職務命令に従わずに市長部局から接触を受けて、その後に考えを、対応を変えられるということ自体がやはりおかしいと思いますし、市長部局の市長のほうを向いて監査なんてできるわけないじゃないですか。監査というのは、時にはやっぱり市長にとっても都合の悪い事務を、監査ですから、行わなければいけないかもわからない、そういった事情もあるかもわかりません。

どっち向いて監査をやっているんだ、人事の総合調整権を市長が持っているから市長には気を遣いながらやっているんだと、そういうような話だったら、これまた制度的な話として議会でも検討していかないといけないというふうに思いますし、いろいろおっしゃいましたけれども、7月5日に私が指示して、そしてそれから2週間以上たって——これ5分で済むような事務ですよ、それをずっと妨害されてきて、20日に委員協議が必要だどうだと、その間にも委員協議みたいなのは何回もあったんです。それを飛び越して、次の委員協議で議論させてくださいと。合議自体必要ないんです。そういったことを踏まえて、独任制の監査委員制度でありますから、そこはよく踏まえて検討していただきたいというふうに思います。

あえて、誠実に取り組んでいらっしゃる監査委員事務局の職員さんもいますけれども、そういった方のためにもお尋ねいたしますけれども、副市長にお尋ねいたしますけれども、先ほども申し上げました監査とはその性質上、やはり市長部局にとっては都合の悪いような事務というか権限を行わざるを得ないような場合もあると思うんですけれども、そういった監査に一生懸命取り組んだ職員が監査委員事務局で監査委員の命令を受けて監査事務に一生懸命取り組んだ結果、それが原因で将来の人事上の不利益を受けるようなこと、これはないんですよ。確認のためなんですけれども。

○津山恭之副市長 お答えを簡単に言うようですけども、今おっしゃるような事例は絶対ございません。

○三橋和史委員 そういうことはないということ。

ですから、市長の顔色ばかり見てもしやっぺららんだら、それは改めて、やはり監査の職務に専念していただきたいというふうに思います。

今回の一件については、私から総務省にも照会いたしました。総務省から明確な見解が示されました。監査委員は独任制の機関とされており、関係機関、関係人に対して帳簿、書類、記録の提出を求めることも各委員の判断ですることができる。事務局は、各個の委員の指示に従うことは言うまでもないというものであります。奈良市が法の趣旨に反して異なった運用を行っているなら、総務省からも必要があれば指導するという返答もいただいております。

法律の規定はこのように一義的で、その解釈、明白なんです。私も、法律の規定を再三にわたって事務局長に教示した上で丁寧に職務命令を発しているんです。

一方で、事務局長は法律には書いていないけれども奈良市ではできないことになっている、委

員の協議が必要だ、これ必要じゃないんです。やはり民主的統制にかかわる重大な事務について、やはり制度として法律で決まっているのであるから、一般職の公務員が法律に違反して議選の監査委員の命令に従わないというようなことは民主主義への挑戦だと思います。地方自治を破壊するものであって、このようなことは決して認められないというふうに思いますし、職権を妨害するようなことがあれば、これは服務規律違反であるだけでなく、特別職であれば責任問題として発展して当然の事件だと思いますし、これ反省していただくとともに、今後、二度と同様のことがないように求めておきたいというふうに思います。

時間もございません。次にいきたいと思いますが、滞納整理課長にお尋ねいたします。

税務に関する催告封筒のデザインについてでございます。

私が、本年平成30年2月の総務委員会から提案してきた事項で、市長の御賢察もありまして5月ごろから実際に導入されてきたものでございます。

この効果検証についても求めておりました。その結果について、お答えいただけますか。

○池本 剛滞納整理課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

委員から以前から御提案いただきました催告封筒の工夫については、デザインを注意喚起を思わせる色である黄色をベースに一新いたしましたところでございます。この封筒を利用いたしまして5月から7月まで毎月催告書を発送しており、現在、合計で約1,000通発送させていただいております。

その成果についてでございますが、滞納本税に占める納付額の比率を本年度と前年度で比較したところ、6月分では前年度比124%となり顕著な効果があらわれているというふうに考えております。あわせて、納税相談に来庁されました市民より、初めて気づきました等の声も寄せられております。

今後、滞納事案に対する奈良市の厳格な姿勢を示し、徴収強化及び徴収率の向上を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 滞納本税に占める納付額の割合、前年度比124%ということで、催告封筒のデザインの変更によって効果が顕著に出ているということでございます。

市役所の事務の効率化、徴収率の向上、市民サービスの向上にもつながっているという御答弁でございましたけれども、こうやって日常業務を工夫することによって新たな費用をかけずにこういったすばらしい成果を上げていただいている、本当に市長の御賢察の上であって、そしてまた、所管課の努力、すばらしいものだというふうに思います。

引き続き公正・公平な徴収事務に努めていただいて、所管課は異なりますけれども、学校の給食費等税外債権についても参考となり得る部分があるのかどうかも含めて御検討を重ねていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

時間もございませんが、同報系防災行政無線の財源の措置について、財政課長にお尋ねをいたします。

平成30年6月定例市議会において、市長答弁として同報系防災行政無線の整備、数年以内に限られた期間内に集中して進めていくべき、また、単費でも責任を持ってやっていきたいという旨の見解が示されております。

これを踏まえて、現在における検討状況を財源の観点からお答えいただけますか。

○小西啓詞財政課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり有利な地方債の研究を深めまして、最善となる財源確保に、現在、努めているところでございます。

以上でございます。

**○三橋和史委員** 私においても、総務省消防庁防災情報室と奈良県市町村振興課にも確認しております。

充当率100%で交付税算入率70%の緊急防災・減災事業債、また充当率75%で交付税算入率30%の防災対策事業債の活用が想定できるのではないかとということがわかりました。

そして、未整備の範囲について、充当率100%で交付税算入率70%の先ほど申し上げた緊急防災・減災事業債の活用ができるということもわかっております。要件の一つである未整備に当たるか当たらないかというのは議論はありますけれども、現状の可聴範囲から外れている部分は紛れもなく未整備であるということでもありますから、これの起債を充てることも可能であるというふうに思います。

平成32年度に当たる年までの事業債でありますから、奈良市としての考え方を固めて丁寧な説明を国、また県に対して尽くした上でより有利な財源確保に向けて働きかけに最善の努力を傾注していただきたいというふうに思います。

100%、70%、こんな事業債、なかなかないわけでもありますから、最善の努力、確保に向けて尽くしていただきたい。いかがですか。

**○小西啓詞財政課長** 御質問にお答えいたします。

委員の今御指摘のように、充当率が100%、交付税率が70%というような起債も、今、御教示願いましたので、そういったところも踏まえまして研究を深めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

**○三橋和史委員** 研究を深めて、ぜひ最善の努力を傾注していただきたいというふうに思います。

総務省消防庁、また奈良県市町村振興課にも私から確認しておりますし間違いのないと思います。

もちろん、6月定例市議会では単費でもやっていくんだという姿勢が市長から答弁されましたけれども、その姿勢は崩さないということは言うまでもありませんし、単費であるからといって計画の中身自体が後退することのないよう、あえてくぎを刺しておきたいというふうに思います。9月ごろには調査結果も出るというふうに聞いておりますし、財源確保、財政措置に万全を期するよう求めます。

最後の項目でございますが、行政の保有する情報のオープンデータ化の取り組みについて、情報政策課長に質問いたします。

オープンデータとは、機械判読に適した形式で二次利用可能なデータのことと定義されておまして、基本的に編集ができないPDFなどではなくて、CSVファイルやシェープファイルなどによるものが例として挙げられます。

奈良市においても、奈良市都市計画情報公開システムなどのように従前から取り組まれている部分もあるように見受けられますけれども、行政が保有している全体の情報量と比較するとまだまだ公開が進んでいないというようにも思いますし、二次活用の可能性という観点からもやはりもう一歩進める余地も大きいものと考えております。

オープンデータの取り組みは、行政の持っている情報をオープンにしていこうということですから、行政の透明性、信頼性の向上、国民参加、官民協働の推進、経済の活性化、行政の効率化が促進されるものとして、国においてもそのメリットが指摘されているところでございまして、

特に防災分野における重要性については東日本大震災を契機にして強く指摘されてきたところでございます。

そこで、奈良市には私からも働きかけてきたところでございますけれども、奈良市において保有している先ほど申し上げた各情報について、積極的に公開を進めていくべきではないかというふうに思いますけれども、奈良市における方針についてお答えいただけますか。

○大西 登情報政策課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

委員の御指摘のありましたとおり、政府におきましては官民データ活用推進基本法第9条第3項により、市町村は市町村官民データ活用推進計画の策定を求められております。努力義務となっておりますが、奈良市としましては計画の策定に向けて努力してまいります。

次に、庁内で利用している統合型GISの各課登録情報のオープンデータ化については、各課と調整を行い公開が可能なものからホームページ上で公開を進めてまいります。

○三橋和史委員 持ち時間40分で時間もございませんのであれですけれども、計画の策定をされるということで、そして、また情報の公開、ホームページ上でより進めていくという前向きな答弁だったかというふうに思います。

今まで、私、防災上の分野についても、危機管理課長に対して土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの危険区域、また防災行政無線の可聴範囲の区域のそういったデータ、また避難所、避難場所の位置、そういったものの二次利用可能なデータのオープン化を求めてきました。そういった取り組みというのは、やはり課長先ほどおっしゃったようにメリットがあるわけでありますから、もっと情報政策課と各所管課が連携して、取りまとめである情報政策課が音頭を取って取り組んでいただきたいというふうに思います。

言うまでもなく、まずは庁内における情報共有を速やかに行っていただいて、いずれの部署にどのような情報がどのような形式で存在するのかということについて、まず情報政策課において把握されて市役所内での有効活用を図っていただくということは、オープンデータの取り組みを進める前提としても、また、行政事務の効率化の観点からしても最重要課題であるというふうに思います。

私が以前から求めておりました防災行政無線の可聴範囲のシェープファイル、危機管理課が保有していたものを消防局とも共有されて活用することとしたということもお聞きしております。各所管課が保有するデータをオープンにしていくということは、庁内における連携、行政機関同士の連携を促すことにもつながり、同じ取り組みを複数の部署や複数の行政機関で行うというような税金の無駄遣い、これを解消して、より効率的、効果的な施策にも資する取り組みであると思いますので、積極的に進めていただくよう求めておきます。

情報政策課だけではなくて全庁的な問題としてこのオープンデータ化の取り組み、この趣旨が妥当する資料を関係課、所管課において進めていただきたいというふうに思います。

全庁的な意味合いから、副市長、最後答弁いただけますか。

○向井政彦副市長 オープンデータの利用ということにつきましては、委員御指摘のように機械判読に適している二次利用可能なものということでございます。

まずは、市の庁内での全体的な共有、そして外部への公開ということで前向きに取り組んでまいります。

○三橋和史委員 時間もまいりましたので、私の質問、以上といたします。

今回も指摘させていただいた問題点、十分に解決に向けて姿勢を新たにさせていただきたいとい

うふうに思いますし、よりよい取り組みはもっと進めていただきたいというふうに求めまして、私の質問、以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。